

四万十市グリーン購入基本方針

1 目的

この方針は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を積極的に推進し、調達総量の抑制や省エネなどを実践し、市の業務活動から生じる環境負荷の低減を図ることにより、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会の構築を目指すことを目的とする。

2 定義

グリーン購入とは、製品やサービスを調達する際にその必要性及び必要量を十分検討し、価格や品質、利便性やデザインだけでなく、製品の原材料から生産、使用、廃棄まで全てのライフサイクルをとおして環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して調達することをいう。

重点調達品目とは、グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達品目から調達が容易であり、かつ、価格面においても割高とならないもので、グリーン購入に重点的に取り組む物品等をいう。

3 適用範囲

本市全ての組織（市長事務部局、議会事務部局、選挙管理委員会事務部局、監査事務部局、教育委員会事務部局、農業委員会事務部局、水道事業事務部局）で実施する。ただし、指定管理者に対しては、取り組みへの協力を要請するものとする。

4 基本原則

(1) 購入の必要性の検討

- ア 物品等の購入に当たっては、事前に購入の必要性を十分に検討すること。
- イ 必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、購入総量の抑制に努めること。

(2) 購入する物品等の選定

- ア 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- エ 長期間の使用ができること。
- オ 修繕や部品の交換、詰め替えが可能であること。
- カ 再使用が可能であること。
- キ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ク リサイクルが可能であること。
- ケ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。

(3) 物品等の長期使用、分別廃棄

修理等による長期使用、分別廃棄などを徹底し、環境への負荷が確実に低減するよ

う努める。

5 グリーン購入実施計画の策定

- (1) 市は、毎年度、この基本方針に基づいて、グリーン購入実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、公表する。
- (2) 実施計画には、次の事項について定める。
 - ア 重点調達品目及びその調達目標
 - イ 重点調達品目以外のグリーン購入を推進する品目
 - ウ 判断基準及び配慮事項
 - エ その他グリーン購入の推進に必要な事項

6 グリーン購入の推進

四万十市地球温暖化防止実行委員会を中心に、グリーン購入の趣旨、効果等について職員に対する研修を実施すると共に、市民、事業者に対してもグリーン購入に関する情報を積極的に提供するなど普及推進に努める。

また、グリーン購入の実績を集約し、調達目標の達成状況等の公表を行う。

附則

この基本方針は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。